

**宮古地域の冬道の安全を確保するため国・県・市で
合同の除雪出動式を開催します**

～ 保育所園児による除雪車の体験学習会も行います ～

国土交通省三陸国道事務所宮古維持出張所、岩手県宮古土木センター、宮古市役所では 道路の安全・安心のため 道路維持・管理の一環として 冬季間の除雪・融雪作業を実施しております。

この度 本格的な冬の到来を前に 宮古市佐原地内の宮古維持出張所構内にて、除雪車ならびにボランティア除雪隊の出動式を国・県・市の合同で開催いたします。

当日 出動式は、除雪隊等従事者への激励として 園児達から除雪車のカギが手渡されます。

また 出動式後に参加保育園児の除雪車などの体験学習会も行われます。

■開催日時：平成29年11月10日(金) 10:30～

■開催場所：三陸国道事務所 宮古維持出張所 (宮古市佐原三丁目21-4)

■次第：安全祈願祭 10:30～11:00

除雪出動式 11:00～11:30

※除雪車体験学習会 11:30～11:55

(天候その他の理由により、式典等中止する場合があります)

■参加団体：ボランティア団体(12団体)

佐原保育所園児

※ 記者発表先:東北専門記者会、岩手県政記者クラブ、宮古記者クラブ

【問合せ先】

国土交通省 東北地方整備局 三陸国道事務所 電話 0193-62-1711(代表)

●副所長 船木 仁

三陸国道事務所 宮古維持出張所 電話 0193-62-5077

●出張所長 赤石 広秋

岩手県沿岸広域振興局土木部 宮古土木センター 道路整備課 電話 0193-64-2221(代表)

●課長 小野 眞也

宮古市都市整備部 建設課 電話 0193-62-2111(代表)

●課長 中村 晃

宮古地区合同(国・県・市)
安全祈願祭及び除雪出動式
次 第

日 時 : 平成29年11月10日(金)

場 所 : 国土交通省 三陸国道事務所
宮古維持出張所

【第1部】 安全祈願祭 10:30~11:00

1. 開 会
2. 安全祈願祭
玉串奉奠等

【第2部】 除雪出動式 11:00~11:30

1. 開 会
2. あいさつ
宮古市長
三陸国道事務所長
宮古警察署長
3. 安全の誓い
施工者代表 刈屋建設(株)
4. 除雪車引き渡し
引渡 宮古市立佐原保育所園児
5. 除雪車出動
6. 閉 会

【除雪出動式後】 除雪車体験学習会 11:30~11:55
除雪機操作説明会 11:30~12:00

■「除雪出動式」と「除雪車の体験学習会」の開催場所の案内



■昨年度の「除雪出動式」の様子



除雪車出動準備



園児による鍵の引き渡し



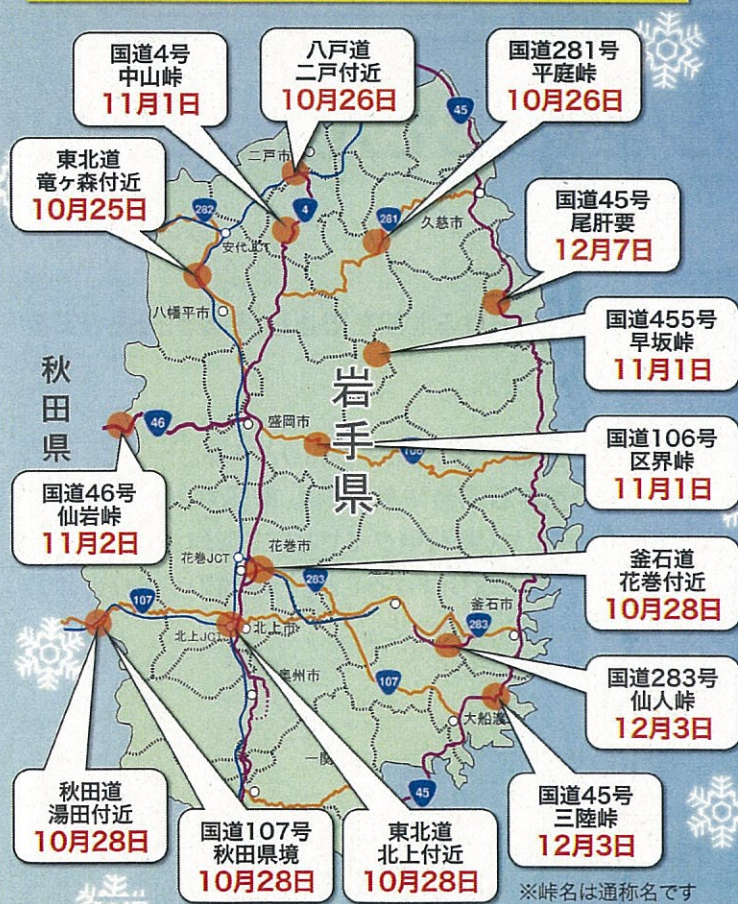
除雪車搭乗体験



早めの冬タイヤ・チェーン装着を!!



過去5年で最も早く
観測された主な峠の初雪日



走行予定の道路状況を把握し
雪道への備えを万全に!!
立ち往生対策も忘れずに!!

冬タイヤ

タイヤ
チェーン

スコップ

携帯トイレ
毛布等

WEBサイトで道路情報

パソコン・携帯・スマホで検索

東北・
みち情報



「東北みち情報」

岩手県道路情報
提供サービス



「岩手県道路情報提供サービス」

ドラぷら (高速道路情報サイト)
ドラぷらモバイル (高速道路情報サイト)



「ドラぷら」

国土交通省 (岩手河川国道事務所・三陸国道事務所) ・岩手県・岩手県警察本部
東日本高速道路(株)東北支社 (盛岡管理事務所・北上管理事務所・八戸管理事務所)

岩手の積雪・凍結道路 を走行するために！

事前確認

普通タイヤの場合、**駆動輪のすべてに** タイヤチェーンを装着

トレーラー車はタイヤチェーンを駆動輪と被牽(けん)引車の最後部の軸輪に装着
または

雪路用タイヤを **全車輪** に装着

(スノータイヤ・スタッドレスタイヤなど)



道路の状況により、タイヤチェーンを装着して万全の備えを!!

【滑り止め装置を不装着時の罰則等】

○道路交通法 第71条(運転者の遵守事項)第6号

前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要と認めて定めた事項

○岩手県道路交通法施行細則 第14条(運転者の遵守事項)

法第71条第6号の規定による車両等の運転者が守らなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。

(6)積雪し、又は凍結している道路において、駆動輪(他の車両を牽(けん)引する場合にあっては、被牽(けん)引車の最後部の軸輪を含む。)のすべてのタイヤに鎖を取り付けること、又は雪路用タイヤ(雪路用タイヤとして製作されたもので接地面の突起部が50パーセント以上摩耗していないものに限る。)を全車輪に取り付けること。その他のすべり止めの方法を講じないで自動車(小型特殊自動車を除く。)又は原動機付自転車を運転しないこと。

○道路交通法 第120条

5万円以下の罰金

○反則制度 道路交通法 第125条

大型車7,000円、普通車6,000円、原付車5,000円